

2020 年度 国・都の施策及び予算に関する要望事項（特別区長会独自要望）について

1 取りまとめ方針（H30.10.26 特別区企画・財政担当部長会了承）

- (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
- (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
- (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
 - ア 都区財政調整に関する事項
 - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
 - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
- (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
- (5) 継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
- (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引き上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
- (7) 2020 年度がオリンピック・パラリンピック競技大会開催年であることを踏まえ、要望内容の重点化を図る必要がある。要望事項を提出する際には、大会開催に向けた施策と開催後のレガシー等に係る施策を意識し、他の分野の要望事項との整合性を検討する。
- (8) 選定基準
 - ア 政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
 - イ 重 要 性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項について特に優先度の高いもの
 - ウ 実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
 - エ 具 体 性：具体性に欠けるスローガンのような要望ではなく、各区において、現実に問題となっているような事例がある事項
 - オ 緊 急 性：長期的な懸案事項ではなく、各区が当面する懸案事項

2 要望事項

- (1) 国の施策及び予算に関する要望事項 別紙 1 のとおり
- (2) 都の施策及び予算に関する要望事項 別紙 2 のとおり

3 スケジュール

- | | |
|---------------|------------------|
| 平成 31 年 2 月下旬 | 特別区長会事務局へ要望事項の提出 |
| 平成 31 年 6 月 | 特別区長会総会で要望事項の決定 |
| 7～8 月 | 国・都への要望活動の実施 |

【国の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された6件のうち次の5件を選定し、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No. は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 29年度(31年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	地方税財源の充実強化等について	<p>法人住民税の一部国税化を早期に見直すこと。また、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、確実な代替財源を確保すること。</p> <p>地方自治体が担う事務と責任に見合った税源配分とし、税源移譲により国と地方が公平な税源配分となるよう、適切かつ確実な財政措置を講じること。</p> <p>地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向けた抜本的な再構築を図ること。</p> <p>国から地方への税源移譲に当たっては、地方交付税の不交付団体が抱える財政需要に十分配慮すること。</p> <p>国庫補助負担金制度は、国と地方の役割分担を明確にし、地方に負担転嫁しないこと。</p> <p>ふるさと納税制度については、制度の趣旨を超えた返礼品等を送付する自治体への是正や制度本来の趣旨の周知等に努めること。また、税源の偏在是正措置は、全体の地方税財源の拡充等により実施し、他の寄附の住民税税額控除とバランスのとれた率にすること。さらに、ワンストップ特例制度により、個人住民税に振り替えられる所得税分は、地方特例交付金等で国がその財源を補填するとともに、課税自治体の事務負担を軽減すること。</p>	企画政策部 総務部	<p>※地方税財源の充実強化等について (企画政策部・総務部)</p>
2	児童相談所設置の促進について	<p>児童相談所の施設整備や業務運営に当たっての必要な財源について、確実に措置を行うこと。</p>	子ども家庭部	<p>児童相談所設置の促進について (子ども家庭部)</p>
3	国有地の活用について	<p>高齢者施設の整備に当たり、国有地の定期借地契約による賃借料の減額措置、用地確保に対する減免等により、財政的な負担の軽減を行うこと。</p> <p>施設整備に係る建設費等の助成の拡充や更なる方策を講じること。</p>	福祉部	<p>※国有地の活用について (福祉部)</p>

No.	件名	概要	所管	【参考】 29年度（31年度要望） ※印は本区から区長会 事務局へ提出した事項
4	障害者福祉施策について	<p>障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るため、相談支援専門員が専従職員として、サービス等利用計画の作成業務に従事できるよう報酬額を増額するなど、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。</p>	福祉部 保健衛生部	<p>※障害福祉施策の充実について (福祉部・保健衛生部)</p>
5	予防接種について	<p>予防接種の公費助成や法定接種化に伴い、自治体の費用負担が増加することがないように、地方交付税によらない財政措置を講じること。 ワクチン不足が生じることがないように、ワクチンの安定供給対策を十分に講じること。</p>	保健衛生部	<p>予防接種の財政措置等について (保健衛生部)</p>
	生活保護制度について	<p>生活保護制度は憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、国の責任のもと、着実に実施できるよう、全額国庫負担とすること。</p>	福祉部	<p>生活保護制度における国の責務と負担について (福祉部)</p>

【都の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された 5 件を、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No. は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 29 年度 (31 年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	児童相談所設置の促進について	<p>都からの移管に伴い、児童相談所の施設整備や業務運営に当たったの必要な財源について、確実に措置を行うこと。</p> <p>児童相談所設置に向けて、児童福祉司や児童心理司等の確保・育成のため、児童相談所において特別区職員の派遣研修枠の拡大等の支援を行うこと。</p>	子ども家庭部	<p>※児童相談所設置に係る財政措置と人材の確保・育成について (子ども家庭部)</p>
2	都営地の活用及び施設整備の推進等について	<p>高齢者施設の整備における用地取得に対する補助制度の再開及び貸付に対する負担軽減等の財政支援を講じるとともに、建設需要による建築資材の高騰やそれに係る人手不足の影響等の実情を踏まえ、高齢者福祉施設整備補助制度等における助成の拡充や更なる方策を講じること。</p> <p>保育施設の整備における更なる都営地の情報提供や、土地使用料・賃料の設定に係る負担軽減等を行うとともに、民有地における保育施設の整備に対する賃借料補助事業の拡充及び区独自支援策に対する財政支援を行うこと。</p>	福祉部 子ども家庭部	<p>※都営地の活用について (福祉部・子ども家庭部) ※子育て支援策の充実について (子ども家庭部)</p>
3	AI 等先進技術の共同利用について	<p>事務の効率化のために AI-OCR を効果的に用いることができるよう、都内の区市町村が共同利用できるクラウド型の AI-OCR サービス(LGWAN-ASP)の整備や各自治体で異なる申請様式の統一化等、自治体ごとではない共同による取組を推進すること。</p>	企画政策部	新規

No.	件 名	概 要	所 管	【参考】 29 年度（31 年度要望） ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
4	放置自転車対策の推進について	<p>自転車等駐車場の用地として、都が管理する施設・道路等の無償提供を行うこと。</p> <p>都が管理する道路内及び都営交通機関の駅周辺などにおいて、駐車されている自転車や放置自転車等を主体的に整理し、撤去すること。</p> <p>特別区が行う自転車等の放置対策について、積極的に協力を行うこと。</p> <p>特別区が行うコミュニティサイクル事業に対し積極的な協力及び支援を行うこと。</p>	土木部	※放置自転車等対策の推進について (土木部)
5	配偶者暴力防止への支援体制強化について	<p>広域的な被害者支援体制の継続と、国籍・性別等に対応したシェルターや、就業・就学支援のための施設を整備すること。</p> <p>被害者の若年化や、家庭内における子どもたちへの被害防止のため、関係機関との連携強化による総合的な支援体制を構築すること。</p> <p>男性からの相談や、SOGI に係る相談が増加傾向にあることを踏まえ、安全な被害者保護施設と相談体制を整備すること。</p> <p>加害者に対する更生プログラムを研究し、早期に導入すること。</p>	総務部	※配偶者暴力防止への支援体制強化について (総務部)